

鳥取県耐震改修促進計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月7日
住まいまちづくり課

令和3年12月に国の耐震改修促進計画が改定されたことを受け、市町村・建築関係団体の意見を踏まえて鳥取県耐震改修促進計画（平成19年策定、平成28年改定）の改定案をまとめ、広く県民の意見を求めるためパブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 鳥取県耐震改修促進計画の概要

鳥取県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条の規定に基づき、建築物の耐震化を促進し建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的に、住宅及び建築物の耐震化率の目標と関連施策等を定めたものである。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和4年2月14日（月）から28日（月）まで（15日間）

(2) 意見総数 11件（3名）

(3) 主な意見と対応方針

- ・耐震改修促進計画の改定案について反対の意見はなかった。
- ・住民に耐震改修等の必要性について理解が進むような取組をしてはどうかという意見があった。

<対応の区分>盛込済 (◎) 一部盛込済 (○) 今後検討 (△) その他 (ー)

意見の内容	対応方針	対応
県内で想定される地震被害がよく分からない。どのような対策が必要なのかを県民に周知徹底してほしい。	耐震改修等の必要性については、市町村と連携して自治会等や自主防災組織に「出前説明会」を開催するほか、パンフレット配布や県政広報等による周知を強化することとしている。	◎
耐震診断、耐震改修の補助制度について、県民への周知が不十分ではないか。平成12年以前に建築された住宅には耐震診断・耐震改修の補助制度について周知が必要である。	ホームページや広報媒体を活用して補助制度の周知を図っており、更に市町村と連携してダイレクトメールの送付・戸別訪問により、所有者等に直接耐震診断・耐震改修を働きかけ、耐震化の促進に取り組むこととしている。	◎
住宅以外の建築物も耐震化が必要なので、耐震診断を義務付けしてほしい。	耐震改修促進法では、多数の者が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断の実施を義務付けており、対象建築物は、全て耐震診断により耐震性を確認している。耐震性能が不足している建築物には、市町村と連携して所有者に耐震改修を働きかけている。	◎
感震ブレーカーの必要性について、周知不足ではないか。補助制度を設けて設置をすすめていくべきである。	地震火災を防止する感震ブレーカーについては、普及に向けてホームページ等で周知をしており、今後は出前説明会等を通じて普及を図ることとしている。感震ブレーカーの設置費用については、市町村で補助制度を設けられている。	◎
危険なブロック塀は、行政が指定して診断を行ってほしい。	通学路、避難路沿いの危険ブロック塀については、平成30年に調査を行っており、倒壊のおそれのあるブロック塀の所有者には、市町村と連携して補助制度の活用により危険ブロック塀の撤去・改修を進めるよう働きかけている。	◎
空き家になると危険なので、所有者と協議して、解体や売買の斡旋をしてみたい。	危険空き家や耐震性のない住宅については、市町村と協調して解体費用の一部を助成している。空き家の売買については、県が斡旋することまでは考えていないが、中古住宅の購入者に対して、市町村と協調して耐震改修費用の一部を助成している。	○

3 県政参画電子アンケートの概要

- (1) 実施期間 令和4年2月14日(月)から28日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間
 (2) 回答数 467名(回答率 63.1%)
 (3) アンケート結果の概要

項目	回答				
	知っているが診断した	知っているが診断してない	知らない	その他	
平成12年5月以前の住宅は耐震診断をした方がよいことを知っているか。	4%	38.6%	56.3%	1.1%	
低コスト耐震改修工法であれば耐震改修をしたいか。	20.5%	51.7%	22.7%	5.1%	
耐震改修にあわせてリフォームしたい部分はあるか。	省エネ改修	水回り	間取り変更	屋根改修	その他
	33.6%	43.2%	12.5%	8.7%	2.0%

4 今後の予定

令和4年3月中旬 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表
 3月下旬 耐震改修促進計画の改定

【参考】耐震改修促進計画の主な改定内容

- (1) 計画期間
 令和3年度から令和7年度末まで(5年間)

(2) 耐震化率の目標の引上げ

耐震化率	県計画の目標 【前回計画の目標】	(参考) 国計画の目標
住宅	現状 令和2年度：85%→目標 令和7年度：92% 令和12年度には概ね解消 【平成27年度：78%→令和2年度：89%】	現状 平成30年度：87% →目標 令和12年度：概ね解消 (概ね解消とは、残り数%のこと)
耐震診断義務付け対象建築物(※)	現状 令和2年度：70%→目標 令和7年度：85% 令和12年度には概ね解消	現状 令和2年度：73% →目標 令和7年度：概ね解消

(※) 国計画では、建築物の耐震化率の指標が、特定既存耐震不適格建築物(※1)から耐震診断義務付け対象建築物(※2)に変更されたことに伴い、県計画も同様に変更した。

※1 特定既存耐震不適格建築物：多数の者が利用する3階かつ床面積1,000㎡以上の建築物等

※2 耐震診断義務付け対象建築物：多数の者が利用する3階かつ床面積5,000㎡以上の建築物等

(3) 住宅耐震化促進のための新たな取組

ア) 住宅耐震総合支援メニューによる耐震化の促進

- ・所有者へのダイレクトメール・戸別訪問など市町村による耐震診断受診の働きかけを強化する。
- ・耐震診断結果の報告に併せ、建築士により概算工事費、補助制度を説明、耐震改修の啓発を行う。
- ・木造住宅耐震化業者、施工実績の情報提供など所有者が業者を選択しやすい環境を整備する。

イ) 補助金の代理受領又は請求書払いの導入促進

- ・所有者が工事費から補助金額を差し引いた額の資金を用意すればよい代理受領制度等の導入を促進することにより所有者の負担軽減を図る。(通常は工事費を全額支払ったのちに補助金を受領)

代理受領	耐震改修工事の請負業者が市町村から直接補助金を受領できる制度
請求書払い	耐震改修工事の請負業者への支払い前にその請求書により補助金を受領して、請負業者への支払いに充当できる制度

ウ) 省エネ改修に併せた耐震改修の普及

- ・断熱と耐震の性能向上を一体的に行う住宅リフォーム・全面改修について、健康省エネ住宅改修(Re NE-ST)に取り組む事業者と連携して普及・促進を図る。
- ・耐震改修と併せて省エネ改修を行う所有者に対し省エネ改修工事費を加算して支援する。

(4) コンクリートブロック塀の撤去・改修の促進・木塀の普及

- ・市町村との協調補助によって約120件/年のペースで耐震化が進んでおり、引き続き補助制度の普及・活用によりブロック塀の耐震化を促進する。
- ・木塀の普及により、安全性を向上させるとともに県産材利用の促進、良好な景観形成を推進する。

(5) 屋根瓦の耐震対策

- ・瓦工事業組合等と連携して屋根瓦の軽量化、耐震改修の普及啓発を行うとともに、瓦工事施工者、設計者向けに研修会を開催し、屋根瓦ガイドライン工法の周知及び技術力向上を図る。
- ・土葺き屋根瓦の耐震化、住宅の耐震改修と一体的に行う屋根瓦の耐震化について、市町村と協調して工事費を支援する。